

## 鳥取県告示第 223 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画下水道 鳥取市公共下水道

気高都市計画下水道 鳥取市公共下水道

鹿野都市計画下水道 鳥取市公共下水道

青谷都市計画下水道 鳥取市公共下水道

### 2 縦覧場所

鳥取県生活環境部景観まちづくり課 鳥取市東町一丁目220